

砂防事業歴概要

今回貴下から近畿地方に於ける砂防事業に就ての質問を受けたのには少からず當惑させられたといふ譯は自分が該事に關係したのは今より既う五十餘年の過去でもあり其上今は老耄の身にて記憶力も缺乏し殊に何等の記錄を所持しないのでまるで雲を擋むようなりさま……でこれを一篇の書面に綴る事は頗る難しいのである

とはいへ不肖ながら維新後に於ける砂防事業最初の主任者たる義務として此需めを辭す能はざる破目になつて申譯けまでに此一書を作成したのであるから素より疎漏杜撰の點は幾重にも寛恕を望んでおく

抑も淀川流域に係る砂防事業は遠く舊幕政時代に始まり乃ち土砂留なる名稱を以て京都町奉行の所管として毎年春秋二回に配下の吏員を派出して所在各村の作業(全部の經費を地方村負擔とす)を監視せしめ斯くして幾多の星霜を経たのであるが如何せん幕政の末期國事多端となりて林政弛廢し砂防事業の如き全然抛棄のまゝ世は明治維新へと推し移つたのである

さて斯く推移した其明治元年戊辰の秋は畿内一帶非常の洪水に襲はれ別けて木津川は域中第一の巨流だけに被害最も甚しく淀川の落合點に當面する八幡莊地内に於て延長一里弱に涉り堤坊崩壊し數百

町歩の田畠は忽ち茫茫たる砂漠と變するの慘状を呈したので其翌明治二年會計官(後の大藏省)所管の下に新たに治河局を設け正使副使以下の吏員を任命し其局を八幡莊に置き木津川付替の大土功を開始したのである

此作業に於ける役夫の大部分は山城河内の附近各村(其地域は凡そ三里四方と記憶する)より徵集したもの、他は專業の土方受負仕事との二部に分れてゐたそして其村民部の方は隊伍組織(役夫往返の途上及丁場とも各自村の轍を立てゝゐた)となして從業せしめ之れに隊長以下の役員を置いて指揮せしめ足掛け三年を経て此工事を終へたのであるが當年一若輩の自分の如きも此隊長の役を勤めたのであつた

此工事第一の目的は素より治水政策であつて尙第二目的としては被害人民に對する所謂お救ひ普請なので其就役者多數男女は此賃給に頼つて當下の急を免かれたのであつた

で眼前に此甚大なる砂害を目撃した當路者間の心裡には當時既に山林の整理に併せて砂防事業の大急務たるを痛切に意識されたのであつた

此工事終て後自分は民部省(後の内務省)土木權少佑(判任官)を拜命して大阪出張所に在勤中當時造幣寮主管であつた井上大藏大丞(馨)の意見に基く淀川修理(重に通船目的のため)設計を囑托された同僚雇英人オーハルス氏の實地踏査の際大藏省監督權正北代忠吉氏に隨ひ一行騎馬にて淀川筋を宇治に

出て此處より徒歩にて川岸に沿ひ「シシトビ」「コメカシ」を経て瀬田川の琵琶湖分流點まで同行した。それは多分明治三年の春夏の交と記憶してゐる——即ち此行の如きも確に後年の砂防事業促進の一役を勤めた形になつてゐる。

次で明治三年十一月十八日付を以て自分は「土砂留の儀に付木津川筋水源爲検査山城伊賀近江へ出張申附候事」——の辭令を受けた茲に到つて從前の豫備時代より進んで實行時代に入つた譯けで乃ち不肖自分共が維新後最初の砂防主任官となり他の二三僚員と相携て出役し尙外に京都府大阪府と滋賀縣及び所管各藩(當時未だ藩知事存置時代)吏員の立會を得て流域山々を普く踏査し舊幕政時代の作業方法を參照して新規の目論見を編成して復命した。

此行に於て眞に一奇とすべきは後年畿内砂防の主任となつて多年一日の如く該事業に盡瘁された此質問者たる貴下其人が自分の従者として同行した事である。

越えて明治五年自分は當時大藏省土木中屬在職の際即ち此年十月「濱川水源山々土砂留御用として出張申附候事」——の辭令を受け一僚員と共に東京出發現地に臨み京都大阪二府及び滋賀縣吏員(此時既に廢藩後で藩吏は參加しなかつたと記憶する)の補助を得て前年編成の目論見を始めて實地に施行したのであつた。

しかし何をいふも事創始に屬して不備缺點多く之れを後年の實驗上進歩した作業に比しては眞に幼

稚なものに相違ないけれども只維新後に於ける該事業の起源として永く砂防史上に傳記されん事を願ふのである

大正十四年四月

伴 時彦手記

時に歲七十七